

# 小野市生活保護・レセプト管理システム標準化対応業務委託

## プロポーザル審査実施要領

小野市が実施する「小野市生活保護・レセプト管理システム標準化対応業務委託プロポーザル（以下、「本業務」という。）」に係る受託業者を選定するにあたり、次のとおり審査についての必要な事項を定める。

### 1. 審査機関

- (1) 審査機関として「小野市生活保護・レセプト管理システム標準化対応業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」を設置し、業務提案に係る審査を行うものとする。また、選定委員会の事務局を総務部 ICT 推進課が担当する。
- (2) 選定委員会の設置に係る事項については、「小野市生活保護・レセプト管理システム標準化対応業務委託事業者選定委員会設置要領」に詳細を定める。
- (3) 選定委員会は参加者から提出された各種書面について、「2. 選考方法」に基づき審査を行う。なお、参加者が1者であった場合であっても選定委員会において審査を行い、本業務実施に相応しい否かを評価する。

### 2. 選考方法

選考はシステムごとに行い、優先交渉権者もシステムごとを選定する。

#### (1) 審査の方法

審査は次に掲げる方法を組み合わせて行い、システムごとに1000点満点として各審査の合計獲得点数の高い順から優先交渉権者および次点交渉権者を決定する。なお、審査の過程は非公開とし、選定結果を参加者に対し通知する。また、市ホームページにおいて優先交渉権者を公表する。

- 書類審査
- プレゼンテーション等審査

#### (2) 書類審査の方法（配点：400点）

次のとおり書類審査を行う。

- 審査対象

小野市生活保護・レセプト管理システム標準化対応業務機能要件一覧表  
（別紙1）

- 評価方法  
提案するシステムにおける実装オプション機能のうち、有償対応数および対応不可数をもとに下記の判定表から減点法により評価する。

単位：ポイント

|         | ○ | △    | ×    |
|---------|---|------|------|
| 実装必須    | 0 | 0    |      |
| 実装オプション |   | -2.0 | -4.0 |

- 実装必須欄
  - 実装する場合：「○」
  - 外部アプリケーション等で対応となる場合：「△」
    - ◇ 「△」の場合、備考欄に詳細を記入
- 実装オプションの判断欄
  - 有償対応の場合：「△」として該当個数の合計を記入。
  - 対応不可の場合：「×」として該当個数の合計を記入。
  - 全て標準実装または無償対応の場合は「0」を記入。

$$\text{書類審査点} = 400 \text{ 点} - (\Delta \text{の総数} \times 2.0) - (\times \text{の総数} \times 4.0)$$

注：1業務あたりの最大減点数は300点とする。

### (3) プレゼンテーション等審査の方法（配点：600点）

次のとおり価格、企画提案書およびプレゼンテーションによる審査を行う。

#### (ア) 価格評価点(配点：300点)

- 対象：価格見積書・価格見積明細書
- 評価方法
  - 上記の評価対象から、初年度の保守費用を含む構築費用(配点：150点)と次年度以降5年間分の運用費用(保守費用、システム利用料等)(配点：150点)に分けて採点する。
  - 各費用においての最低見積価格者の得点は満点とし、その他の者は次に定める計算式による価格点(小数点以下は、四捨五入)によるものとする。
  - 追加提案および実装オプションに係る費用は採点対象から除くものとする。

$$\text{「価格点} = \text{各配点における満点} \times$$

$$\text{(最低見積価格} \times 1 \div \text{見積価格} \times 2 \text{)」}$$

※1 全提案者中最も低い見積価格

※2 当該提案者の見積価格

(イ) 企画提案書、プレゼンテーション等評価点(配点：300点)

- 対象：企画提案書、プレゼンテーションおよび質疑応答

- 評価方法

- ▶ 選定委員会の委員が、企画提案書およびプレゼンテーションの各項目を企画提案書評価書 採点基準票（別紙2）により評価し、その平均点（小数点以下は四捨五入）を得点とする。

(4) プレゼンテーション等審査の評価基準

(ア) 採点基準票（別紙2）に従って採点を行う。

(イ) プレゼンテーションは、企画提案書の内容を理解する上での補足説明としての位置付けであることから、プレゼンテーションの出来栄（アニメーションやスライドのデザイン等）は審査の対象外とする。

(5) 最終評価

(ア) 合計点数が同点となった場合は、構築費用が最も安価な者を優先交渉権者とし、構築費用が同額の場合は、プレゼンテーション等評価点の高い方を優先交渉権者とする。

(イ) 提案者が1者の場合であっても審査は行うものとし、審査の結果、提案内容が基準を満たしていると認められた場合には、その提案者を優先交渉権者として選定する。